

介護施設への入所と 公的後見人・受託者協会の役割

PGTとのやり取りを担当する査定者と管理者、
並びにPGTに代行意思決定者の役割を務めてもらう成年者ための手引き

介護施設への入所とPGTの役割

本書では医療行為（同意）並びに介護施設（入所）法の介護施設入所に関する条項と関連規則について説明し、さらに保健省の指針の大まかな内容を解説します。さらに代行意思決定者としてのPGT〔公的後見人・受託者協会〕の役割についても説明します。これはPGTとやり取りする査定者と管理者、およびPGTに代行意思決定者の役割をしてもらう成年者本人を対象としています。

原則

成年者は詳しく説明を受けた上で同意してはじめて、認可介護施設へ入所することができます。本人が判断能力を欠くと考えられる場合、インフォームドコンセントは本人の代行意思決定者から得なければなりません。

成年者本人、家族、ヘルスケア・ソーシャルサービス提供者が同法について知っておく必要のある事柄

介護施設への入所申請

成年者本人、もしくは本人に判断能力がない場合その代理の役目をする人は、地域保健局のマネージャー、または私設のケア施設の運営担当責任者に介護施設への入所を申請します。

BC州の長期介護へのアクセスガイドライン（第6D章）に基づいて、本人もしくは代理人は、本人がコミュニティ内で安全に支援を受けられなくなった場合、公的助成を受けている入所希望の長期ケアホーム、または暫定的な介護施設を3つまで（場合によっては3つ以上）選ぶことができます。

同法で対象となっている施設にはどのようなものがありますか？

次のような認可施設が含まれています。

- 長期ケアホーム
- 短期レスパイトケアサービス
- ホスピス
- リハビリ・病後療養施設

- 精神障害を患っているもしくは薬物使用の問題を抱えている成年者を対象とする危機介入・安定化、デトックス、評価と治療、または居住系ケアなどのサービス

成年者本人の介護施設への入所の同意、または拒否、取り消しを行う権利

適切にコミュニケーションをとったり必要な情報の提供や支援があれば、たいいていの成年者は介護施設への入所を自分の意思で決めることができます。必ず本人に最初に入所に関する意思決定を求めなければなりません。本人が意思決定をできる場合は、ケア施設の退所に関しても自分で決められます。

成年者本人が同意または拒否を行えない場合はどうなりますか？

同意取得担当の責任者が本人が決断を下すことを理解していないという懸念を持つ場合、本人に裁判所が選任した身上監護人が決まっているかどうか見極めなければなりません。

本人に身上監護人が決まっていない場合、責任者は必ず本人の意思決定能力の程度を評価してもらう必要があります。本人が同意や拒否を行う能力がないと判定されたら、責任者は介護施設への入所を決める資格のある人の以下のリストの中から意思決定者として最初の適任者を選ばなければなりません。

- 代理契約法9節に基づく本人の代理人
- 本人の配偶者
- 本人の子
- 本人の親
- 本人の兄弟または姉妹
- 本人の祖父母
- 本人の孫
- 本人と血縁関係にある者、もしくは養子縁組で親族となった者

- 本人の親しい友人
- 本人と直接婚姻関係のある者

介護施設への入所決定をするためには、選任される人は次の条件を満たさなければなりません

- 年齢19歳以上であること
- 本人と先立つ12ヵ月間接触があったこと
- 本人と意見の対立がないこと
- 代行して同意を与えるまたは拒否する意思能力があること
- 代行意思決定者の任務に応じる意思があること

代行意思決定者の任務は何ですか？

ケア施設入所（またはケア施設の居住継続）に関して同意または拒否をする前に、代行意思決定者は必ず次のことを行います。

- 本人や本人の配偶者、または友人、親族と相談する、もしくは相談するために妥当な努力をすること
- 本人にとって最善の利益となる決定をすること

最善の利益となる決定とは何ですか？

本人の最善の利益を見極めるには、代行者は必ず次の事柄を考慮に入れます。

- 本人の現時点での希望、以前に述べていた希望、信念や価値観
- 介護施設に入所すると本人に利点があるかどうか
- 介護施設または制約の少ない介護施設への入所以外にとれる措置があるかどうか、または適切かどうか

すべての代行者は、本人が入手権利を持ち、また十分な情報を得た上で意思決定を行うために必要な情報や文書を入手する権利があります。代行者は本人の最善の利益のために、本人が必ずしも同意するとは限らない意思決定をすることができます。

本人が意思決定不能という判定に異議を唱える場合はどうなりますか？

本人が評価に対して異議を唱える場合、責任者に別の評価者から新たな評価を受けられるよう手配を依頼することができます。最初に評価をした人が医師またはナースプラクティショナーでない場合、2人目の評価者は必ずそのどちらかでなければなりません。

本人もしくは本人の代理人は、地域保健局のスタッフの措置に異議を唱える場合、まず責任者と話をします。苦情はそれが発生した時と場所で対処し解決するのが最善策です。問題を責任者と話し合っても懸念が解決できない場合、該当する患者ケアの質担当事務局 [Patient Care Quality Office] に連絡できます。

本人もしくは本人の代理人が認可介護施設で発生していることに懸念がある場合、当該施設担当のコミュニティケア認可担当官 [Community Care Licensing Officer] に連絡してください。

BC行政監査官 [BC Ombudsperson] はBC州の公的機関に関する不満を調査する権限を持っています。

これ以外にも法的な救済策はありますか？

下記に該当する人は、裁判所命令を申請することもできます。

- 本人の代理人または身上監護人
- 代行意思決定者として選任された人
- 介護施設への入所の同意または拒否する意思決定を行う能力がない判定された成年者本人

裁判所は次の命令を出すことができます。

- 本人の意思決定能力の評価
- 代行者が行う介護施設への入所決定の確認、逆転、もしくは変更

本人は介護施設へ緊急入所できますか？

本人が意思決定可能な場合、緊急の入所に同意または拒否することができます。

本人が意思決定不能と判定されている場合、責任者は本人の生命を守る、または精神的・身体的危害を防ぐ、もしくは他人への深刻な危害を防ぐために緊急入所が必要な場合、同意がなくても本人を入所させることができます。その場合責任者は72時間以内に代行者から同意を取りつけなければなりません。

本人が支援や援助を求められない状態で、危機的な状態に陥っており、かつ本人を虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクト（自己放任）から守るために指定機関（地域保健局）の職員が介護施設へ連れて行った場合、責任者は同意を得ずに本人を入所させることができます。責任者は必ず代行者の同意を得ること、および本人が意思決定能力の評価をまだ受けていないときは、入所後72時間以内に評価を受けるように手配しなければなりません。

本人は介護施設を退所できますか？

責任者は、本人に意思決定能力があり退所を希望する、または本人の代行意思決定者が本人の退所を望むなら、退所を許可しなければなりません。ただし代行者が本人を虐待する、本人に危害を加えると思える根拠がある場合は除きます。

本人に意思決定能力がないと判定されている場合で本人が介護施設の退所を希望するときは、責任者は妥当な期間内に必ず代行意思決定者から居住継続の同意を取る必要があります。これはもし本人が過去30日以内に入所した、または過去90日以内に居住継続の同意を取り付けた場合は必要ありません。

意思決定能力がないと判定されている本人が介護施設からの退所を希望し、また責任者が本人が居住継続の同意または拒否することが可能かもしれないと思える根拠がある場合、責任者は本人を妥当な期間内に意思決定能力判定の手配をしなければなりません。

意思決定をする人が誰もいない場合はどうなりますか？

代行意思決定者の序列に記載されている人の中に介護施設への入所または居住継続の決定をできる人が誰もいない場合や、応じる意思や代行する資格のある人がいない場合、または誰を選ぶかについて同じ序列の人たちの間で意見が対立する場合、責任者はPGTに連絡しなければなりません。

本人、家族、ヘルスケア・ソーシャルサービス提供者が知っておく必要のあるPGTの役割は何ですか？

PGTにいつ連絡するべきですか？

責任者は次の場合PGTへ連絡します。

- 本人が介護施設への入所または居住継続を決めなければならないときで、本人に意思決定能力がないと判定されている場合
- 代行意思決定者になる人がいない、または応じる意思や代行資格のある人が誰もいない場合
- 誰を選ぶかについて同じ序列の人たちの中で意見の対立がある場合

責任者が連絡した場合、PGTの役割は何ですか？

連絡を受けるとPGTは次のことを行います。

- 介護施設への入所を決めるために、対応でき、役目を進んで引き受けられる、代行資格のある人に権限を与える。
- 介護施設への入所を決めるために代行意思決定者として行動する。

PGTが代行意思決定者に権限を与えることを決めるのはいつですか？

PGTは本人に最も親しい人たちが最善かつ心のもったケアをすることを認識しています。また介護施設への入所の決断は、それを決めた時点やその後生活していく上で、本人だけでなく家族にとっても衝撃的です。PGTは、同等の序列の家族の中から代行意思決定者を選んで権限を与えることがあります。

PGTが代行意思決定者としての役割を担うのはいつですか？

PGTは次の場合代行意思決定者の役割を担います。

- 同等の序列の人の中から誰を選ぶかはっきりしない場合

- 本人には、介護施設への入所を決めるにあたり、進んで対応し、代行資格がある人が他に誰もいない場合

代行意思決定者としてPGTは、すべての代行意思決定者の務めに従うと同時に一番本人のためになるように意思決定を行う責任があります。これには本人が必ずしも同意するとは限らない意思決定も含まれる場合があります。

一番本人のためになるように意思決定をすることにおいて、代行意思決定者としてPGTが最初に行動することは何ですか？

- 本人の医療状況、希望、趣味、財政上の事柄、文化的背景、社会的状況など意思決定するために必要な関係書類や情報を要請します。
- 援助を依頼する本人、家族、友人と話し合いを行います。これには本人や提案されている施設の両方かまたはどちらかへの訪問を含みます。
- 介護施設が本人のニーズに対してさほど押しつけがましさを感ぜさせずに、しかも最も効果的な手段かどうか、またはほかにより適切な選択肢があるかどうかを検討します。
- 責任者から提出された、本人のケアのニーズと個人的な事情を最も満たすことができる介護施設のリストを調査し評価します。
- 本人の金銭的な余裕を本人の財政を管理している人と相談します。場合によってPGTは本人の財産管理人になることができます。
- 一か所以上の望ましいケア施設の入所同意書を含む決定事項を責任者に提示します。

本人に望ましい介護施設が利用できるようになった、または利用できないという通知を受け取った場合、PGTがとるステップは何ですか？

- 介護施設への入所が本人のニーズを満たす最善策であり、序列の中で代行資格のある人が誰もいないことを再度確認します。

- 本人にとって最善の利益である場合、望ましい施設が利用できるようになるまで、暫定介護施設への入所の同意を与える場合があります。

PGTの役割にはほかにどんなものがありますか？

PGTは、代行する資格があり、進んで役目を引き受ける人が誰もいない場合、本人の臨時代行意思決定者の役割を担うこともあります。本人がもはや意思決定不能な場合、医療行為に関する同意条項に基づいて行う必要がある医療行為に関する意思決定を行います。これは介護施設への入所とは別個のプロセスです。

さらにPGTは、本人が自分の財政的事柄の管理ができないのではないかと懸念があり、それを行う人が選任されていない場合、財務関連の調査も開始します。

緊急入所の場合、PGTはどのような役目をしますか？

状況が急を要するということが分かれば、PGTは通常の調査を続ける一方で、本人の安全性を確保するために短期の入所に関する同意を行います。

本人が施設を退所したいと言い出したらPGTは何をしますか？

PGTが施設への居住継続について意思決定をするように求められたら、入所を決定した時と同じ任務が適用されます。スタッフが本人と退所したい理由を話し合い、またあまり押しつけがましさを感じさせない選択肢、別のケアホームへの転居、または他の支援の推奨などの解決策を導き出します。

施設への入所に関しPGTが代行意思決定者として決定を行えない事柄は何ですか？

PGTは代行意思決定者として、施設入所と居住継続関連の意思決定のみを行うことができます。この権限のもとでは、代行者は下記に関して意思決定を行うことができません。

- 本人の財政的事柄 — 入所に関する決定には、必ずしもPGTが居住介護利用者料金の支払いに関する意思決定も行うことは含まれていません。(ただし、必要な財政的事柄を決定するためにPGTを別個に選任することができます。)
- 情報の共有
- 医療行為に関する意思決定(ただし、法律の医療行為に関する同意条項に基づいて臨時代行意思決定者として意思決定を行うことがあります。)
- 身体拘束の使用

PGTに代行意思決定者としての役割を引き受けてもらうのに費用が掛かりますか？

いいえ、介護施設への入所に関して代行意思決定者としての権限を付与したり、その役目をするときには料金や費用は掛かりません。

PGTが行った介護施設への入所の決定に誰かが反対する場合はどうなりますか？

上述の救済手段のほか、PGTには苦情を申し立てる内部プロセスがあります。詳しくは地域担当コンサルタントにお尋ねください。またはホームページwww.trustee.bc.ca/pages/feedback.aspxへアクセスしてください。

苦情に対するPGTの対応に納得できない場合、BC行政監査官〔BC Ombudsperson〕へ懸念を伝えてください。電話番号は1.800.567.3247、またはホームページwww.bcombudsperson.caへアクセスしてください。

お問い合わせ Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Personal Decision Services

〔個人の意思決定サービス部〕

700–808 West Hastings Street
Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4507**
TELフリーダイヤル **1 877 511 4111**
FAX **604 660 9479**
FAXフリーダイヤル **1 855 660 9479**
EMAIL **AIS-PDS@trustee.bc.ca**

フリーダイヤル

お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trustee へつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**
ビクトリア **250 387 6121**
これ以外のBC州の地域 **1 800 663 7867**
EMAIL **mail@trustee.bc.ca**
WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

重要な注意点: この出版物は公益社団法人公的後見人・受託者協会が準備しました。本ガイドは法律上必要となる事柄の説明で、法的な助言ではありません。これは一般的な事柄についての解説なので、専門的な法的な助言の代わりに使用することはできません。介護施設への入所に関して法的アドバイスが必要な場合、公証人、弁護士、最寄りの法律事務所のいずれかへお問い合わせください。